

平成二十七年内閣官房・防衛省令第一号

一般定年等隊員の退職管理に関する命令
自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第八十七条の九、第八十七条の二十及び第八十七条の二十二条の規定に基づき、一般定年等隊員の退職管理に関する命令を次のように定める。
(一般定年等隊員の求職の承認の手続)

第一条 自衛隊法施行令（以下「令」という。）第八十七条の九に規定する一般定年等隊員（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第六十五条の三第二項第四号に規定する一般定年等隊員をいう。以下同じ。）に係る求職の承認の申請は、防衛省を経由して行うものとする。

令第八十七条の九に規定する内閣官房令・防衛省令で定める様式は、別記様式第一とし、正本一部及び写し一部を提出するものとする。

令第八十七条の九に規定する内閣官房令・防衛省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 承認の申請に係る利害関係企業等の定款又は寄附行為、組織図、事業報告その他の当該利害関係企業等が現に行っている事業の内容を明らかにする資料
- 承認を得ようとする隊員の職務の内容を明らかにする資料
- 承認の申請に係る利害関係企業等との利害関係を具体的に明らかにする調書

四 令第八十七条の八第一項第一号に係る承認の申請である場合には、承認を得ようとする隊員の行う職務を規律する関係法令の規定及びその運用状況を記載した調書

五 令第八十七条の八第一項第二号に係る承認の申請である場合には、承認を得ようとする隊員が、当該承認の申請に係る利害関係企業等又はその子法人の地位に必要とされる高度の専門的な知識経験を有していることを明らかにする調書

六 令第八十七条の八第一項第三号に係る承認の申請である場合には、次に掲げる書類

イ 利害関係企業等を経営する親族からの要請があつたことを証する文書

ロ 承認を得ようとする隊員と利害関係企業等を経営する親族との統柄を証する文書

七 令第八十七条の八第一項第四号に係る承認の申請である場合には、当該申請に係る利害関係企業等の地位に就く者を募集する文書

八 その他参考となるべき書類

(一般定年等隊員であった再就職者による依頼等の承認の手続)

自衛隊法第六十五条の四第一項に規定する再就職者（就職者をいう。）であつて離職の際に一般定年等隊員であった者による依頼等の承認の申請

は、防衛省を経由して行うものとする。
(自衛隊法第六十五条の二十に規定する内閣官房令・防衛省令で定める様式は、別記様式第二とし、正本一部及び写し一部を提出するものとする。
(再就職等監察官への届出の様式)

第二条 令第八十七条の二十に規定する内閣官房令・防衛省令で定める様式は、別記様式第一とし、正本一部及び写し一部を提出するものとする。

第三条 令第八十七条の二十二に規定する内閣官房令・防衛省令で定める様式は、別記様式第三とする。

附 則

この命令は、平成二十七年十月一日から施行する。

この命令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月二八日内閣官房・防衛省令第一号)

この命令は、令和元年七月一日から施行する。

附 則 (令和二年一二月二十五日内閣官房・防衛省令第一号)

この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年一二月二十五日内閣官房・防衛省令第一号)

この命令は、施行前に提出したこの命令による改正前の一般定年等隊員の退職管理に関する命令別記様式第一から別記様式第三までの様式（次項において「旧様式」という。）による書類は、この命令による改正後の一般定年等隊員の退職管理に関する命令別記様式第一から別記様式第三までの様式による書類とみなす。

この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

別記様式第1(第1条附則)

別記様式第1(第1条附則)

年月日(第1号)

内閣官房等監査委員会委員（内閣官房等監査委員会委員）署名

令和2年6月28日(第1号)

内閣官房等監査委員会委員会長(内閣官房等監査委員会委員会長)署名

令和2年6月28日(第1号)

④ おもな取扱い作物の品目と年々の生産量(表4)																					
□ 第1回 おもな取扱い作物の品目と年々の生産量(表4)																					
<table border="1"> <tr> <td>おもな取扱い作物の品目</td> <td>前年を受けた生産量(万t)</td> <td>年 年 年</td> </tr> <tr> <td>品目名</td> <td>当年度</td> <td>前年</td> <td>前年</td> </tr> <tr> <td>生産量(万t)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="3">不される他の作物の品目と年々の生産量(表4)</td> </tr> </table>		おもな取扱い作物の品目	前年を受けた生産量(万t)	年 年 年	品目名	当年度	前年	前年	生産量(万t)	-	-	-	不される他の作物の品目と年々の生産量(表4)								
おもな取扱い作物の品目	前年を受けた生産量(万t)	年 年 年																			
品目名	当年度	前年	前年																		
生産量(万t)	-	-	-																		
不される他の作物の品目と年々の生産量(表4)																					
□ 第4回 おもな取扱い作物の品目と年々の生産量(表4)																					
<table border="1"> <tr> <td>おもな取扱い作物の品目</td> <td>当年度</td> <td>前年</td> <td>前年</td> </tr> <tr> <td>品目名</td> <td>年 年 年</td> <td>年 年 年</td> <td>年 年 年</td> </tr> <tr> <td>生産量(万t)</td> <td colspan="3">- - - - -</td> </tr> <tr> <td colspan="4">不される他の作物の品目</td> </tr> <tr> <td colspan="4">生産量(万t) 年 年 年</td> </tr> </table>		おもな取扱い作物の品目	当年度	前年	前年	品目名	年 年 年	年 年 年	年 年 年	生産量(万t)	- - - - -			不される他の作物の品目				生産量(万t) 年 年 年			
おもな取扱い作物の品目	当年度	前年	前年																		
品目名	年 年 年	年 年 年	年 年 年																		
生産量(万t)	- - - - -																				
不される他の作物の品目																					
生産量(万t) 年 年 年																					
□ 第5回 おもな取扱い作物の品目と年々の生産量(表4)																					
<table border="1"> <tr> <td>おもな取扱い作物の品目</td> <td>当年度</td> <td>前年</td> <td>前年</td> </tr> <tr> <td>品目名</td> <td>年 年 年</td> <td>年 年 年</td> <td>年 年 年</td> </tr> <tr> <td>生産量(万t)</td> <td colspan="3">- - - - -</td> </tr> <tr> <td colspan="4">不される他の作物の品目</td> </tr> <tr> <td colspan="4">生産量(万t) 年 年 年</td> </tr> </table>		おもな取扱い作物の品目	当年度	前年	前年	品目名	年 年 年	年 年 年	年 年 年	生産量(万t)	- - - - -			不される他の作物の品目				生産量(万t) 年 年 年			
おもな取扱い作物の品目	当年度	前年	前年																		
品目名	年 年 年	年 年 年	年 年 年																		
生産量(万t)	- - - - -																				
不される他の作物の品目																					
生産量(万t) 年 年 年																					

5 その他の参考事項	
<p style="text-align: center;">お問い合わせ・ご意見欄</p> <p>上記欄に記載されている内容について、事業に如何がないことを御用する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p>	

販売希望箇所(内側希望箇所)記入欄	
販売希望箇所	
販売区分	
本業 (□) (自動販売機専用販賣機の場合は□) その他 (□)	
□ 業務 (□) (自動販売機専用販賣機の場合は□) その他 (□)	
□ 営業 (□) (自動販売機専用販賣機の場合は□) その他 (□)	
□ その他 (□) (自動販売機専用販賣機の場合は□) その他 (□)	
□ 不詳 (□) (本業が必要なし)	
本業に付しての附帯条件	
連絡方法等の連絡欄	
販売番号	販売申込日
販売機種コード	年 月 日

別記様式第2（第二条関係）

再就職斡旋委員会委員長(再就職斡旋等幹事) 様																
自動車法、昭和20年法律第25号) 第66条の4第5項第6号の規定に基づき、下記のとおり申請を頂戴する。																
この請願の記載事項は、事実に照合できません。																
1 中華人民共和国 <table border="1"> <tr> <td>（ふりがな）</td> <td>生年月日（西暦）</td> <td>年　月　日生（　歳　）</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>新規免許登録の名前</td> <td colspan="2">役　職</td> </tr> <tr> <td>連絡先　TEL　（　　－　　－　）</td> <td colspan="2">FAX　（　　－　　－　）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">新規免許登録等の主要内容</td> </tr> </table>		（ふりがな）	生年月日（西暦）	年　月　日生（　歳　）	氏名			新規免許登録の名前	役　職		連絡先　TEL　（　　－　　－　）	FAX　（　　－　　－　）		新規免許登録等の主要内容		
（ふりがな）	生年月日（西暦）	年　月　日生（　歳　）														
氏名																
新規免許登録の名前	役　職															
連絡先　TEL　（　　－　　－　）	FAX　（　　－　　－　）															
新規免許登録等の主要内容																

③ 契約又は依頼する事項と勤務先会社企業等との契約書の添付	
<p>④ 開示者において自らが該職を決定した勤務先会社企業等又はその子会社との契約に関する要求又は依頼</p> <p><input type="checkbox"/> 適当である <input type="checkbox"/> 適当しない</p> <p>⑤ 開示者において自らが決定した勤務先会社企業等又はその子会社に対する处分(行政手続法(平成25年法律第89号)第2条第2項)に関する要求又是依頼</p>	

4. 常度又は状態の対象となる個員	
氏名(ふりがな)	()
右欄記載用	所属会社(職名)
右欄又は横欄	
備考内容	

⑤ 平議會が在職していた在職機關の名称を記載すること。

⑥ 委嘱又は監修の対象となる契約等事務の内容

□ 電気、ガス若しくは水道水の供給又は日本放送協会による放送の役務の給付を受ける契約に関する限り附記るもの

別記様式第2（第2条関係）

**別記様式第3
(第3条関係)**

上記方に記載されている内容について、事実と異なることを保有する。		
年　月　日		
※本添付書類は別紙に記載している旨を確認済とする。		

再就職者登録登録番号(再就職登録番号)：社員番号		
登録番号		
勤務地名		
勤務地基会社		
<input type="checkbox"/> 千葉県		
<input type="checkbox"/> 千葉都		
□ その他		
□ その他(未選択を選択しない)		
本登記は不本意の場合は		
本登記番号		登録年月日
登録機関コード		年　月　日

別記様式第3(第3条関係)
再就職者から依頼等を受けた場合の基出
年　月　日

再就職者登録登録番号
登録番号(原就職の登録番号):登録番号の4箇印欄の規定に基づき、下記のとおり基出をします。
この登録番号の登記事項は、事実に相違ありません。

登出者	
ふりがな()	登出年月日(年齢)
氏　名	年　月　日　令　年　月　日
(登出者)　(登出者)	
登職会社登録番号	
登職会社登録登録番号	
登職会社登録登録番号	
登職会社登録登録番号	

登出者として登録登録番号を記載すること。

登出文は登録として登録登録番号を記載すること。	
登出文登録登録番号()	登出文登録登録番号(年齢)
氏　名	年　月　日　令　年　月　日
登出文登録登録番号	
登出文登録登録番号	
登出文登録登録番号	

登出文登録登録番号を記載すること。

3. 契定文は登録の内容

契定文登録登録番号()	
契定文登録登録番号(年齢)	
登出文登録登録番号	
登出文登録登録番号	
登出文登録登録番号	

登出文登録登録番号を記載すること。

登出文登録登録番号を記載すること。

登出文登録登録番号を記載すること。